

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月12日
【会社名】	株式会社トレードワークス
【英訳名】	TRADE WORKS Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 正勝
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03-6230-8900(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部担当 荻須 郁代
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03-6230-8900(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部担当 荻須 郁代
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 858,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2026年2月12日開催の取締役会においてその発行を決議しております。

2. 割当予定先を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社(以下「東海東京FH社」といいます。)とし、また当社は割当予定先である東海東京FH社と2026年2月12日付で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携」といいます。)を締結しております。

3. 振替機関の名称及び住所は以下の通りです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,000,000株	858,000,000	429,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,000,000株	858,000,000	429,000,000

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、429,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
429	214.5	100株	2026年3月2日(月)	-	2026年3月3日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社トレードワークス 経営企画部	東京都港区赤坂五丁目2番20号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
858,000,000	8,995,931	849,004,069

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、印刷事務費用、有価証券届出書作成支援費用等です。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額849,004,069円につきましては、概ね以下の内容に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
財務基盤の強化	249	2026年3月～2028年3月
次期証券・金融システム基盤開発及びスキーム構築	500	2026年3月～2028年3月
AI分野への投資	100	2026年3月～2028年3月
合計	849	

(注) 1. 資金を充当する優先順位といたしましては、充当が必要になる時期が早いものから充当する予定です。

2. 上記の資金使途に充当するまでの間、銀行口座にて管理いたします。

<手取金の使途について>

本新株式の発行による調達資金の使途の詳細は、次の通りです。

財務基盤の強化

当社グループは財務体質の強化及び経営基盤の安定化を経営上の重要な課題と位置付けております。今回の資金使途の一部として自己資本比率の低下を防ぐことを目的に、主に人件費等の運転資金として金融機関から借り入れた2025年12月31日現在の借入金残高1,080,020千円(連結)のうち、一部返済を予定しております。

次期証券・金融システム基盤開発及びスキーム構築

当社は創業以来、証券会社の主要金融商品である「株式」のインターネット取引システムの提供を中心として事業を展開してまいりました。約25年にわたり、日本版金融ビッグバンやインターネットサービスの勃興期を経て、証券・金融システムは一旦の成熟期を迎え、当社においても各種システムソリューションの提供を通じて、確固たる顧客基盤を構築するに至っております。

その一方で、ブロックチェーンやAIに代表される急速な技術革新を背景に、証券・金融サービスは次なる成長段階へと差し掛かっています。当社では、今後の証券・金融システムにおける成長ドライバーを以下のとおり捉え、社内エンジニア組織の強化を図るとともに、専門性を有する企業への出資を含めた戦略的投資を推進してまいります。

- (1) 生成AIを活用した次世代金融情報サービスの提供、ならびに抜本的な証券業務DXに資するシステム基盤の構築およびパートナー企業とのスキーム構築
- (2) ステークルコインに代表されるブロックチェーン技術を基盤とした次世代システム基盤の構築
- (3) デジタルビジネスにおける金融・非金融のボーダレス化を見据えたシステム基盤の構築およびパートナー企業とのスキーム構築

AI分野への投資

当社は創業以来、テクノロジーファーストを掲げ、金融知識を有するエンジニアが在籍し、内製化を実現している金融システムベンダーです。SIer型ビジネスが主流である日本国内の金融システム業界において、独自のポジションを確立してまいりました。

このような中、生成AIの台頭により、エンジニアが発揮可能な生産性および業務領域は飛躍的に拡大しています。AIによる開発およびシステム運用の生産性向上・高度化、ならびに商用システムへのAI機能の活用は、エンジニアによる内製化を強みとする当社の持続的成長にとって、必要不可欠な取り組みであると考えております。

当社に在籍するすべてのエンジニアが、AI活用を前提とした開発・運用体制へと移行できるよう、積極的な投資を行ってまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
	本店の所在地	東京都中央区日本橋二丁目 5番 1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第113期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月24日 関東財務局長に提出 有価証券報告書の訂正報告書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年7月8日 関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第114期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月13日 関東財務局長に提出 事業年度第113期
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、創業以来『情報通信技術で社会に貢献及びお客様の繁栄に寄与し、最も信頼されるパートナー』であることを経営の基本方針として事業に取り組んでおり、証券フロントシステムを中心とした金融ITソリューションの提供を通じて、金融市場の高度化・デジタル化を支援してまいりました。当社グループの主力製品には、金融機関向けインターネット取引システムの企画・開発およびASP(Application Service Provider)サービスとして提供する各種取引プラットフォームがあり、株式、FX、CFD、暗号資産、デジタル証券、NFT、DeFi等の幅広い領域を対象としてあります。特に、米国株式システムで業界シェアNo.1の実績を背景に、24時間取引対応の高信頼基盤とリアルタイム処理により、安定した米国株取引サービスを提供しています。加えて、金融情報システムサービス事業者向けには、システムの開発、保守、運用サービスを提供し、安定的な業務運営を支援するとともに、次世代技術領域では、ブロックチェーン、Web3等を活用したECOMARSやOMO(Online Merges with Offline)プラットフォーム、メタバースソリューションなどのサービス・プラットフォームを展開しております。さらに、セキュリティ領域においては、脆弱性診断、多要素認証システムの提供、サイバーセキュリティに関するコンサルティング等を通じて、お客様の安全な事業運営に貢献しております。また、投資助言事業として、当社グループ子会社であるTradeAdvisoryTechnologiesが、株式、FX及び暗号資産を対象としたオンライン投資助言サービスを提供しております。

このような状況の下、当社が推進する上記事業と親和性が高い事業を手掛け、また、将来的に事業上の取り組みにおいて相互に補完し合える可能性を持つ取引先等を対象に、さらなる関係強化を図ることにより、双方の企業価値を高めることを目的として割当予定先を模索してまいりました。

その上で、上記目的に資すると判断した取引先等に対して株式引受の打診を行い、引受けの意向を表明された取引先等の中から東海東京FH社を割当先とする本第三者割当増資により上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」記載の資金需要を満たすとともに、東海東京FH社との資本業務提携を通じた協業を推進していくことが、当社の中長期的な企業価値の向上に必要であると判断いたしました。

同社グループは、主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおり、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供している企業グループです。

同社グループに対しては、当社の証券システム等の提供を計画しております。当社の成長戦略に掲げる証券業界で培われたシステムや技術力を金融業界全体（保険、アドバイザリー等）への横展開、また、Eコマースをはじめとする非金融領域とのシナジー創出に際して、同社グループとの事業領域における関連性が高く、安定的な株主として適切と判断をいたしました。

特に今後の金融サービスに対するAIの本格活用、ブロックチェーン技術の実装、非金融業界とのボーダレス化、金融サービスにおけるDX化が進展しております。このような環境変化に対応するため、本第三者割当増資により調達する資金を活用して当社の各種技術基盤を強化し、当社のシステムサービスの品質向上させることで、両社の事業成長に寄与するものと判断いたしました。

また、同社との協業を一層進めるべく、両社間において2026年2月12日付で本資本業務提携を締結することにつき合意いたしました。本資本業務提携を通じて、当社は大手金融グループとの協業実績を構築することで、金融機関向けソリューション事業の更なる拡大を図ってまいります。東海東京FH社グループとの協業においては、東海東京FH社グループが有する金融ビジネスの知見・顧客基盤と、当社の技術力・開発力を融合することで、当社の製品・サービスの競争力向上に寄与するものと見込んでおります。かかる取り組みを通じて、次世代金融サービスの創出および中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

本資本業務提携における両グループ各社の連携内容は、以下の通りです。

（ア）顧客向けサービス開発

当社が長年培ってきた証券ネットフロントシステム開発の実績とノウハウを活用し、東海東京FH社グループにおける次世代オンライン証券サービスの構築を支援いたします。当社のシステム「TradeAgent」及び

「TradePower」は、既に複数の大手ネット証券をはじめ総合証券、ネット銀行への導入実績があり、日本株、米国株、投資信託、先物・オプション、FX、CFD、暗号資産など多様な金融商品に対応しております。これらの実績を基盤として、東海東京FH社グループの戦略に最適化された次世代型証券基盤の構築を支援してまいります。具体的には、初期段階における業務分析・システム戦略立案から着手し、24時間取引や外貨決済等への対応を含む次世代取引環境の整備、セキュリティトークン、暗号資産等の次世代金融商品のラインナップ拡充、ステーブルコインやスマートコントラクト等を活用した次世代決済基盤の構築を支援してまいります。

また、非金融サービスの分野においても、両社ノウハウの融合により、東海東京FH社グループのお客様の利便性・満足度の向上を図ってまいります。

（イ）DX・AI領域における協業

証券業務の効率化と高度化を目的とした、生成AIプラットフォームの構築を支援してまいります。生成AI技術を活用した業務自動化、データ分析ソリューションによる営業力強化、デジタルコミュニケーションツールの導入など、証券業務全般のデジタル変革に取り組んでまいります。

（ウ）デジタル・IT人材の交流

両社間の人材交流を通じて両社の連携強化を図るとともに、金融DX推進に必要な専門人材の育成プログラムを共同で実施いたします。共同研修、技術セミナー、プロジェクトベースでの協働等の実施により、ブロックチェーン技術、AI活用、データ分析、デジタルマーケティングなど、次世代金融サービスに求められるスキルセットの習得を支援し、同社グループのサービス品質向上及び今後の成長戦略の実現を支えるデジタル・IT人材の育成を推進してまいります。これらの取り組みを通じて、業界全体のデジタル人材基盤の強化に貢献してまいります。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定数（当社普通株式）
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	2,000,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社株式を長期的に保有する方針を口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、東海東京FH社から、本第三者割当増資の払込みに要する資金を保有している旨の表明を受けております。また、当社は、東海東京FH社が2026年1月30日付で公表している「2026年3月期第3四半期決算短信【日本基準】（連結）」に記載の四半期連結貸借対照表により、同社が本第三者割当増資の払込みに要する充分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としても、同社における本第三者割当増資の払込みのために必要な資金等の状況に問題はないものと判断しております。

g . 割当予定先の実態

東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、東海東京FH社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2025年7月14日）の「内部統制システム等に関する事項」「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。さらに当社は、東海東京FH社の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定期拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式発行の1株あたりの発行価格は、当社と割当予定先との間で、割当の規模、当社の普通株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案し、割当株式数及び合理的な払込金額について協議した結果、本株式発行に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026年2月10日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値に0.9を乗じた価格である429円としております。

当該価格は、直近1か月間（2026年1月13日から2026年2月10日まで）における当社株式の終値平均値484円（1円未満切捨て、本項において以下同じ。）に対して11.36%（小数点第3位以下を四捨五入、本項において以下同じ。）のディスカウント、直近3か月間（2025年11月11日から2026年2月10日まで）における当社株式の終値平均値425円に対して0.94%のプレミアム、直近6か月間（2025年8月12日から2026年2月10日まで）における当社株式の終値平均値366円に対して17.21%のプレミアムとなります。

発行価格の決定に際し、本株式発行に係る取締役会決議日の直前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準としたのは、直前営業日の株価が現時点での当社の企業価値をより適切に表していると考えてあり、また当該金額が公開された市場で形成された株式価格であり、算定期拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。当社取締役会は、当該発行価格は、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社の監査役3名全員（社外監査役3名）は、当該発行価格の決定方法は、算定期時に最も近い取締役会決議日の直前営業日における終値に0.9を乗じた価額を採用しており、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したもので、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、当該発行価格は適法である旨の意見を得ております。

また当社の中期経営計画を遂行するにあたり割当予定先との更なる連携が重要であると考え、基準となる当社の普通株式の直前営業日の終値に対して一定のディスカウントをしたとしても、割当予定先との連携をさらに強化し、本第三者割当増資を実施することは合理的であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するディスカウント率を10%以内として、割当予定先と協議を重ね、最終的に上記発行価格とすることを決定いたしました。

当社といしましては、割当予定先が中長期にわたって当社株式を一定割合保有することは、今後の当社の事業における割当予定先の協力関係をより密にすることにつながり、当社の事業拡大並びに顧客増加にも寄与するものであると

考えており、当社のみならずステークホルダーである株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は2,000,000株であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く）39,029,250株（2025年12月31日現在）の5.12%（議決権総数390,229個に対する割合5.13%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資は、当社と割当予定先間で、さらなる営業強化・連携、また新サービスの開発や提供を実施することにより、新規及び既存顧客に対してのサービス強化を図るもので、したがって、割当予定先への第三者割当増資は、中長期的な視点から今後の当社の売上・収益、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
浅見 勝弘	東京都目黒区	11,225,900	28.77%	11,225,900	27.36%
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,000,000	5.13%	2,000,000	4.88%
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	-	-	2,000,000	4.88%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	1,848,900	4.74%	1,848,900	4.51%
スペース・ソルバ株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目3番11号	1,562,100	4.00%	1,562,100	3.81%
三菱UFJ eスマート証券株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号	1,500,000	3.84%	1,500,000	3.66%
株式会社ミンカブソリューションサービス	東京都港区東新橋1丁目9-1	1,430,000	3.66%	1,430,000	3.49%
S C S K 株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番20号	1,280,000	3.28%	1,280,000	3.12%
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋1丁目8番12号	760,000	1.95%	760,000	1.85%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋1丁目2-10号	627,300	1.61%	627,300	1.53%
計	-	22,234,200	56.98%	24,234,200	59.07%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準として作成しております。

- 2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、当社の2025年12月31日現在における総議決権数である390,229個に、本第三者割当増資によって割り当てる当社普通株式に係る議決権数(20,000個)を加えて算出しております。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）の提出日（2025年3月31日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年2月12日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年4月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年3月28日開催の当社第27期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2025年3月28日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 当社普通株式1株につき金20円 総額68,906,600円

(2) 効力発生日 2025年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業内容の拡大及び多様化に対応するため、当社定款第2条に事業の目的事項を追加するものであります。

第3号議案 取締役3名選任の件

浅見勝弘、徳島直哉、森田宗男を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

森田賢司、松島秀也、志賀こず江を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

高橋雅之を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額4,000万円以内に改めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	21,021	179	-	(注)1	可決 90.92
第2号議案 定款一部変更の件	21,018	182	-	(注)2	可決 90.90
第3号議案 取締役3名選任の件					
浅見 勝弘	20,952	248	-	(注)3	可決 90.62
徳島 直哉	20,931	269	-		可決 90.53
森田 宗男	20,907	293	-		可決 90.42
第4号議案 監査役3名選任の件					
森田 賢司	20,906	294	-	(注)3	可決 90.42
松島 秀也	20,904	296	-		可決 90.41
志賀 こず江	20,900	300	-		可決 90.39
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	20,923	277	-	(注)3	可決 90.49
高橋 雅之					
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	20,830	370	-	(注)1	可決 90.09

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2025年5月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2025年5月26日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社の取得を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社ミンカブweb 3 ウォレット
 住所 : 東京都港区東新橋一丁目9番1号
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 竹田 潤
 資本金 : 109,999,900円
 事業の内容 : NFTマーケットプレイス事業、NFTによる個人のアクティビティ証明事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 個

異動後 : 2,050個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - %

異動後 : 100.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が株式会社ミンカブweb 3 ウォレットの全株式を取得することにより同社が当社の子会社となり、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 2025年6月2日(予定)

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第27期)に記載された資本金等について、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)までの間における資本金等の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数(株)	残高(株)	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
2025年3月4日 (注)1	456,000	3,901,800	269,724	582,099	269,724	572,099
2025年8月1日～ 2025年9月30日 (注)2	1,500	3,903,300	95	582,194	95	572,194
2025年10月1日 (注)3	35,129,700	39,033,000	-	582,194	-	572,194
2025年10月1日～ 2026年2月12日 (注)4	9,000	39,042,000	58	582,253	58	572,253

(注)1. 新株式の発行により、発行済株式総数が456,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ269,724千円増加しています。

(注)2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ95千円増加しています。

(注)3. 2025年8月8日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ってあります。これにより発行済株式総数が35,129,700株増加し、39,033,000株となっております。

(注)4. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ58千円増加しています。

3 最近の業績の概要

2026年2月12日に開示いたしました、2025年12月期決算短信〔日本基準〕（通期）に掲載されている第28期（自2025年1月1日 至 2025年12月31日）連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

第28期会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の業績の概要

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	804,142	973,074
売掛金及び契約資産	576,409	814,308
仕掛品	330,511	212,384
その他	42,538	71,732
貸倒引当金	23,276	20,666
流動資産合計	<u>1,730,324</u>	<u>2,050,833</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	207,531	215,376
減価償却累計額	18,759	36,769
建物及び構築物（純額）	<u>188,771</u>	<u>178,607</u>
工具、器具及び備品	149,378	352,267
減価償却累計額	78,484	139,316
工具、器具及び備品（純額）	<u>70,894</u>	<u>212,951</u>
有形固定資産合計	<u>259,666</u>	<u>391,558</u>
無形固定資産		
のれん	281,917	305,983
ソフトウェア	114,033	330,205
ソフトウェア仮勘定	3,365	211,316
その他	153	153
無形固定資産合計	<u>399,469</u>	<u>847,658</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	233,910	455,871
敷金及び保証金	172,270	171,533
繰延税金資産	73,118	66,863
その他	35,515	31,206
投資その他の資産合計	<u>514,815</u>	<u>725,474</u>
固定資産合計	<u>1,173,952</u>	<u>1,964,691</u>
資産合計	<u>2,904,276</u>	<u>4,015,525</u>
負債の部		
流動負債		
買掛金	198,857	190,364
短期借入金	430,000	530,000
1年内返済予定の長期借入金	113,130	169,992
未払金	27,885	95,558
未払法人税等	15,000	104,639
前受金	113,761	126,264
賞与引当金	17,859	31,259
受注損失引当金	49,682	5,041
その他	151,638	137,963
流動負債合計	<u>1,117,816</u>	<u>1,391,084</u>
固定負債		
長期借入金	305,020	380,028
退職給付に係る負債	138,381	156,321
その他	64,413	214,808
固定負債合計	<u>507,814</u>	<u>751,158</u>
負債合計	<u>1,625,631</u>	<u>2,142,242</u>

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,375	582,253
資本剰余金	302,375	542,714
利益剰余金	664,450	659,226
自己株式	555	572
株主資本合計	1,278,645	1,783,622
非支配株主持分	-	89,660
純資産合計	1,278,645	1,873,283
負債純資産合計	2,904,276	4,015,525

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	4,591,524	5,052,458
売上原価	3,805,378	3,806,754
売上総利益	786,145	1,245,704
販売費及び一般管理費	841,413	985,906
営業利益又は営業損失()	55,267	259,797
営業外収益		
受取利息	95	1,153
受取家賃	558	558
助成金収入	2,851	2,256
受取出向料	750	-
受取保険料	-	10,915
その他	1,968	1,667
営業外収益合計	6,223	16,550
営業外費用		
支払利息	3,969	11,043
持分法による投資損失	-	6,794
その他	197	76
営業外費用合計	4,167	17,914
経常利益又は経常損失()	53,210	258,433
特別損失		
投資有価証券評価損	47,553	70,039
損害賠償金	-	10,915
のれん減損損失	-	13,548
特別損失合計	47,553	94,503
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	100,763	163,930
法人税、住民税及び事業税	26,163	100,786
法人税等調整額	24,763	6,255
法人税等合計	50,926	107,042
当期純利益又は当期純損失()	151,690	56,888
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	151,690	56,888

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	151,690	56,888
包括利益	151,690	56,888
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	151,690	56,888
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,127	302,127	938,151	167,208	1,385,198
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	247	247			495
剰余金の配当			66,010		66,010
親会社株主に帰属する 当期純損失()			151,690		151,690
自己株式の処分		56,000		166,652	110,652
自己株式処分差損の振替		56,000	56,000		-
当期変動額合計	247	247	273,700	166,652	106,553
当期末残高	312,375	302,375	664,450	555	1,278,645

	純資産合計
当期首残高	1,385,198
当期変動額	
新株の発行 (新株予約権の行使)	495
剰余金の配当	66,010
親会社株主に帰属する 当期純損失()	151,690
自己株式の処分	110,652
自己株式処分差損の振替	-
当期変動額合計	106,553
当期末残高	1,278,645

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,375	302,375	664,450	555	1,278,645
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	153	153			307
新株の発行 (第三者割当増資)	269,724	269,724			539,448
剰余金の配当			68,906		68,906
親会社株主に帰属する 当期純利益			56,888		56,888
自己株式の取得				16	16
持分法の適用範囲の変動			6,794		6,794
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		29,538			29,538
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	269,877	240,339	5,223	16	504,976
当期末残高	582,253	542,714	659,226	572	1,783,622

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	-	1,278,645
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		307
新株の発行 (第三者割当増資)		539,448
剰余金の配当		68,906
親会社株主に帰属する 当期純利益		56,888
自己株式の取得		16
持分法の適用範囲の変動		6,794
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		29,538
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	89,660	89,660
当期変動額合計	89,660	594,637
当期末残高	89,660	1,873,283

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	100,763	163,930
減価償却費	126,464	132,740
のれん償却額	54,105	68,367
貸倒引当金の増減額(は減少)	23,276	2,610
持分法による投資損益(は益)	-	6,794
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	10,460	17,939
賞与引当金の増減額(は減少)	459	13,399
受注損失引当金の増減額(は減少)	49,682	44,641
投資有価証券評価損益(は益)	47,553	70,039
受取利息及び受取配当金	95	1,153
支払利息	3,969	11,043
のれん減損損失	-	13,548
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	152,306	236,960
棚卸資産の増減額(は増加)	50,176	118,126
仕入債務の増減額(は減少)	22,330	11,178
前受金の増減額(は減少)	115,632	12,502
その他	2,558	7,353
小計	321,735	339,243
利息及び配当金の受取額	95	1,153
利息の支払額	3,948	11,033
法人税等の支払額	46,346	19,569
法人税等の還付額	6,918	2,304
営業活動によるキャッシュ・フロー	278,455	312,098
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	291,321	33,967
無形固定資産の取得による支出	123,365	451,619
投資有価証券の取得による支出	60,000	272,000
貸付けによる支出	-	60,130
貸付金の回収による収入	-	44,000
定期預金の預入による支出	59,501	63,515
定期預金の払戻による収入	59,500	63,505
敷金及び保証金の差入による支出	-	1,893
敷金及び保証金の回収による収入	77,387	64
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	130,545
投資活動によるキャッシュ・フロー	397,299	906,100
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	380,000	100,000
長期借入れによる収入	-	300,000
長期借入金の返済による支出	117,504	168,130
株式の発行による収入	495	539,755
非支配株主からの払込みによる収入	-	60,122
自己株式の処分による収入	110,652	-
自己株式の取得による支出	-	16
配当金の支払額	65,703	68,807
財務活動によるキャッシュ・フロー	307,939	762,924
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	189,096	168,922
現金及び現金同等物の期首残高	591,045	780,141
現金及び現金同等物の期末残高	780,141	949,063

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

[セグメント情報]

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
auカブコム証券株式会社	786,844
株式会社DMM FinTech	457,241

(注) 1. 当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

2. auカブコム証券株式会社は、2025年2月1日をもって三菱UFJスマート証券株式会社に商号変更をしております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1 . 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 . 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 . 主要な顧客ごとの情報

(単位 : 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社DMM FinTech	653,652
三菱UFJ eスマート証券株式会社	568,645

(注) 1 . 当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社グループは、システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(株式会社ミンカブアセットパートナーズ)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ミンカブアセットパートナーズ

事業の内容 金融商品仲介業・投資助言業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、金融システムの中でも特にリアルタイム性や堅牢性が求められる証券インターネット取引システムの開発・システムサービスを中心に事業を展開してまいりました。証券業界では、1999年の手数料完全自由化を契機として、インターネット取引システムを活用した手数料収益を基礎とするビジネスモデルを確立してまいりました。インターネットの普及とともに約25年にわたり急速に成長し、現在は日本株の取引委託手数料のゼロ化や国内投資人口のキャパシティなどの課題を抱え、次のビジネスモデルへの変革が求められています。こうした環境のもと、当社グループは、インターネット取引システムの開発・運用で培った経営資源を基に、中期経営計画で掲げた次世代の金融システムの開発に取り組んでまいりました。

このたび、当社グループは、インターネット技術やAI技術を基盤とするデジタル金融アドバイザリーサービスを開始いたします。デジタル金融アドバイザリーサービスは、国内外の多様なアセット（FX、暗号資産、株式、投資信託）に対し、適切な取引機会をリアルタイムで提供するサービスです。

本サービスの展開にあたり、投資助言・代理業及び仲介業の許認可ならびに、同事業の運営体制を有する株式会社ミンカブアセットパートナーズの完全子会社化を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2025年3月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社トレードアドバイザリーテクノロジーズ

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,000千円
取得原価		100,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等2,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

91,965千円

(2) 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	10,601千円
固定資産	5,079千円
資産合計	15,681千円
流動負債	7,646千円
固定負債	-千円
負債合計	7,646千円

（株式会社ミンカブWeb3ウォレット）

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ミンカブWeb3ウォレット

事業の内容 NFTマーケットプレイス事業・NFTによる個人のアクティビティ証明事業

（2）企業結合を行った主な理由

株式会社ミンカブWeb3ウォレット（以下「MW3W」）は、Web3の分野において独自のウォレット開発やセキュアなブロックチェーン技術の提供を強みとしており、特に「Web3ウォレット基盤のホワイトラベル提供」や「ID連携ソリューション」「NFTインフラAPI」など、ユーザー・企業双方にとって実用性の高いサービス群を展開しています。数々の実証実験や上場企業との共同事業を通じて、実装力とセキュリティ設計の高さ、社会実装フェーズへの対応力に優れたプレーヤーであり、Web3領域での開発パートナーとして高く評価されています。

当社はこれまで、NFT・ブロックチェーン広告配信プラットフォーム「toku-chain」の開発やファンダム支援アプリ「STAN」などWeb3サービス・プロダクトを独自に展開してまいりました。これらの開発力・導入実績に、MW3Wのウォレット領域における技術資産と導入経験が加わることで、ID基盤～ウォレット～NFT流通～エコノミー運営までを一貫して支えるWeb3スタックの構築が実現可能になります。

特に「toku-chain」を中心とするWeb3プロダクト群の高度化・多用途化を一層推進すべく、ウォレット・ID管理基盤の自社内完結体制を強化することで、広告・金融・行政・コミュニティといった複数業界への展開速度を飛躍的に高めることができます。

本株式取得は、株式会社ミンカブソリューションサービスズ及びTHXLAB株式会社の2社より、MW3Wの全株式を取得する形で実施いたします。株式取得後はMW3Wを解散し、その技術資産・開発体制・人材を当社事業本部に吸収統合することで、当社が推進するWeb3事業の中核基盤として再編成を図ります。

両社は、Web3領域における先進的な取り組みと連携実績を有しております、本取引により単なる技術取得にとどまらず、事業シナジーの最大化を見据えた戦略的パートナーシップ強化が可能となります。

特にTHXLAB株式会社とは、今後の事業開発においても引き続き緊密な連携体制を構築し、「STAN」や「toku-chain」などの既存プロダクト群とも接続するかたちで、フルスタックなWeb3プラットフォーム戦略を多面的に展開してまいります。

また本統合に伴い、MW3Wが保有する技術的知見及び開発資産は、当社事業本部におけるWeb3領域の中核技術として再編成・統合され、「エンタープライズチェーン」へ昇華させるべく以下の重点施策のもとで事業展開を推進してまいります。

全社的なWeb3アーキテクチャの統合とウォレット技術の内製化によるスタック整備

当社が既に展開するNFT・特典配信基盤「toku-chain」やファンダム支援アプリ「STAN」との統合性を高めるとともに、MW3Wのウォレット設計・トークン管理モジュールを自社スタックに吸収することで、トークン経済・ID管理・アクセス制御等を内包したWeb3基盤の拡張性と信頼性を強化します。

NFT等を活用したスキルユーザー貢献の可視化及びガバナンス機能の高度化

ユーザーの行動履歴・貢献度に基づくロール管理やアクセス権限設計、ファンエンゲージメント施策の制度化に向け、非代替性トークンを用いた透明性の高い証明・認証基盤を実装します。これにより、DAO的的意思決定支援やセミパーソニッシュ型Web3コミュニティ形成の足がかりを構築します。

企業向けトークンを活用した福利厚生・インセンティブサービスの企画・実装

企業従業員・株主・顧客を対象とした特典型トークン配布施策を展開し、福利厚生、エンゲージメント向上、ロイヤリティ設計に資するWeb3ソリューションを展開します。法規制・税制対応にも配慮した法人トークン活用モデルを企画中です。

Web3の思想が社会基盤・経済構造のインフラ層へと浸透しつつある現代において当社は実装力、ユーザー体験設計（UX）、運用安定性、法制度順守といった複合的要件をワンストップで担保できる総合Web3プラットフォーマーとしての役割を果たしてまいります。

今回の株式取得・統合は、こうした構想を具現化する上で、MW3Wとの技術融合及び開発資源の再編が、当社の事業戦略と極めて高い親和性・シナジーを持つとの判断のもとで決定されたものです。

(3) 企業結合日

2025年6月2日（みなし取得日2025年6月30日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社ミンカブWeb3ウォレット

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	37,000千円
取得原価		37,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等300千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

14,015千円

(2) 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	5,651千円
固定資産	47,000千円
資産合計	52,651千円
流動負債	10,361千円
固定負債	19,305千円
負債合計	29,666千円

共通支配下の取引

（連結子会社の吸収合併）

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 株式会社ミンカブWeb3ウォレット

事業の内容 NFTマーケットプレイス事業・NFTによる個人のアクティビティ証明事業

(2) 企業結合日

2025年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、MW3Wを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社トレードワークス

(5) その他の取引の概要に関する事項

MW3Wが保有する技術資産・開発体制・人材を当社事業本部に吸収統合することで、当社が推進するWeb3事業の中核基盤として再編成を図るため、一体運営することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	37.11円	45.70円
1株当たり当期純利益又は当期純損失（）	4.50円	1.49円

(注) 1. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失（）を算定しております。

2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失（）		
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（）(千円)	151,690	56,888
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（）(千円)	151,690	56,888
普通株式の期中平均株式数(株)	33,681,570	38,240,532
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2016年12月15日取締役会決議新株予約権(新株予約権の数8個)	-

（重要な後発事象）

（第三者割当による新株式の発行及び資本業務提携）

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社(以下「東海東京FH」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による新株式発行を行うこと(以下、「本第三者割当増資」といいます。)を決議し、2026年3月3日に払込手続の完了を予定しております。併せて、当社と割当予定先である東海東京FHとの間で、2026年2月12日付で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携」といいます。)を締結することを決議しました。

1. 第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2026年3月3日
(2) 発行新株式数	普通株式 2,000,000株
(3) 発行価額	1株につき429円
(4) 調達資金の額	858,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、割当予定先に対して以下の株式数を割り当てます。 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 2,000,000株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

2. 調達する資金の具体的な使途

財務基盤の強化
次期証券・金融システム基盤開発及びスキーム構築
AI分野への投資

3. 本資本業務提携の目的

当社は、これまで証券フロントシステムを中心とした金融ITソリューションの提供を通じて、金融機関のデジタル化および金融市場の高度化を支援してまいりました。東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社グループは、有価証券の売買、引受・募集業務等の金融商品取引業を中核とし、日本をはじめアジア、欧州、米国に拠点を有するなど、グローバルに幅広い金融サービスを提供する企業グループです。

当社は、証券業界で培ったシステムや技術力を金融業界全体(保険、アドバイザリー等)へ横展開するとともに、Eコマースをはじめとする非金融分野とのシナジーを創出することで、持続的な成長を図ることを目標としています。

金融サービス分野では、AI技術の本格活用、ブロックチェーン技術の実装、非金融業界とのボーダレス化などを背景に、デジタルトランスフォーメーション(DX)が一層進展すると見込まれています。

こうした環境下において、同グループとのパートナーシップは不可欠であると判断しております。今回の資本業務提携により当社の基盤を強化し、システムサービスの品質向上を図ることで、両社の持続的な事業成長および企業価値の向上に寄与することを目指します。

4. 資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

顧客向けサービス開発における協業

- ・次世代金融商品ラインナップの拡充(セキュリティトークン、NFT、暗号資産等)
- ・マイナンバーに基づくDID/VCを活用したグループ間での効率的な顧客管理・連携機能の実現
- ・証券取引システムにおける課題解決(米株取引24時間対応、ステーブルコイン/外貨など次期決済対応、証券業務DX/AI活用等)
- ・オルケンドール向けのデジタル会員機能(金融/非金融資産の一括管理、付加価値商品Eコマース)

証券業務DX、AI領域における協業

- ・生成AIなどの最新技術を用いた証券業務の高度化、自動化の推進
- ・AIを活用した新サービスの企画、開発

金融デジタル人材の育成面における協業

- ・人材交流や情報共有を通して先端の金融及びデジタル技術に関する知識を醸成する

(2) 資本提携の内容

当社は、「1. 第三者割当増資の概要」で記載の通り、取引先に対して第三者割当による新株式の発行を行い、東海東京FHは、次のとおりその一部を引き受けます。

(東海東京FHによる引き受けの内容)

引き受ける株式の種類及び数：普通株式 2,000,000株（当社の発行済株式総数の4.88%）
引受金額 : 総額 858,000,000円（1株当たり429円）
払込期日（予定） : 2026年3月3日
割当方法 : 第三者割当の方法による

5. 資本業務提携の相手先の概要

(1) 名 称	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 春日井 博
(4) 事 業 内 容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
(5) 資 本 金	36,000百万円（2025年9月30日現在）

6. 日程

2026年2月12日 資本業務提携契約締結の取締役会決議
2026年2月12日 資本業務提携契約の締結
2026年3月3日 払込期日

7. 今後の見通し

今回の資本業務提携契約の締結が当社の業績に与える影響につきましては現時点では軽微であります。
今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

4 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期、提出日2025年3月31日）及び半期報告書（第28期中、提出日2025年8月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年2月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年2月12日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月31日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第28期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月31日

株式会社トレードワークス
取締役会 御中

監査法人シドー
横浜事務所

指定社員 公認会計士 政近 克幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光 洋介
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トレードワークスの2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレードワークス及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、株式会社ミンカブアセットパートナーズの全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年3月31日付で全株式を取得している。

2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会においてSBIホールディングス株式会社、松井証券株式会社、及び岩井コスモ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、2025年3月4日に払込手続を完了している。

3. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年3月18日開催の取締役会において、CXRエンジニアリング株式会社の第三者割当増資の引き受け及び株式譲渡による取得を決議し、2025年3月31日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月1日付にて、同社の株式を追加取得し、同社を持分法適用関連会社とする予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>金融ソリューション事業では、主として証券会社の投資家向けインターネット取引業務に対応したシステムの開発を行っている。当該システムの販売が同事業の主な売上高であり、当連結会計年度における同事業の売上高は、3,093,157千円（保守売上も含まれる）で、連結損益計算書の売上高の67.4%を占めている。</p> <p>システムの販売については、顧客による財又はサービスの検収をもって売上計上を行っているが、会社はシステムの販売を行うに当たって、機器納品、システム構築、ソフトウェアインストール、各種設定等の多様な段階を踏むケースが多く、また各段階において複数の仕入先や外注先を利用することも多い。</p> <p>これらは、現場における据付作業を必要とする場合がほとんどであり、実質的に財又はサービスの提供が完了していないにも関わらず売上高が計上される場合、適切な期間に売上高が計上されないというリスクが存在する。また、システムの販売は、通常1件当たりの金額が大きく、適切な期間帰属がなされなかった場合の連結財務諸表に与える影響は大きい。</p> <p>以上から、当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性について、監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>金融ソリューション事業の売上高計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の点に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注処理において、受注登録する内容（相手先名、取引内容、金額、契約期間等）が、実際の契約書や注文書等と整合しているかについて、責任者が確認する仕組みとその実効性。 売上高の計上に当たり、会計記録と各種証憑類（見積書、契約書や注文書、納品書、検収書など）の内容とが整合していることを責任者が確認する仕組みとその実効性。 <p>(2)売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算月の売上高のうち、一定金額以上の取引全件につき、顧客より入手した検収書に記載されている日付と売上高計上日付との整合性を確認した。 決算日以降において、重要な返品取引が行われていないことを、会計記録、証憑類、入出金状況から確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トレードワークスの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トレードワークスが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月31日

株式会社トレードワークス
取締役会 御中

監査法人シドー
横浜事務所

指定社員 公認会計士 政近 克幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光 洋介
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トレードワークスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレードワークスの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、株式会社ミンカブアセットパートナーズの全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年3月31日付で全株式を取得している。

2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会においてSBIホールディングス株式会社、松井証券株式会社、及び岩井コスモ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、2025年3月4日に払込手続を完了している。

3. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年3月18日開催の取締役会において、CXRエンジニアリング株式会社の第三者割当増資の引き受け及び株式譲渡による取得を決議し、2025年3月31日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月1日付にて、同社の株式を追加取得し、同社を持分法適用関連会社とする予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>金融ソリューション事業では、主として証券会社の投資家向けインターネット取引業務に対応したシステムの開発を行っている。当該システムの販売が同事業の主な売上高であり、当事業年度における同事業の売上高は、3,093,157千円（保守売上も含まれる）で、損益計算書の売上高の86.9%を占めている。</p> <p>システムの販売については、顧客による財又はサービスの検収をもって売上計上を行っているが、会社はシステムの販売を行うに当たって、機器納品、システム構築、ソフトウェアインストール、各種設定等の多様な段階を踏むケースが多く、また各段階において複数の仕入先や外注先を利用することも多い。</p> <p>これらは、現場における据付作業を必要とする場合がほとんどであり、実質的に財又はサービスの提供が完了していないにも関わらず売上高が計上される場合、適切な期間に売上高が計上されないというリスクが存在する。また、システムの販売は、通常1件当たりの金額が大きく、適切な期間帰属がなされなかった場合の財務諸表に与える影響は大きい。</p> <p>以上から、当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性について、監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>金融ソリューション事業の売上高計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の点に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注処理において、受注登録する内容（相手先名、取引内容、金額、契約期間等）が、実際の契約書や注文書等と整合しているかについて、責任者が確認する仕組みとその実効性。 売上高の計上に当たり、会計記録と各種証憑類（見積書、契約書や注文書、納品書、検収書など）の内容とが整合していることを責任者が確認する仕組みとその実効性。 <p>(2)売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算月の売上高のうち、一定金額以上の取引全件につき、顧客より入手した検収書に記載されている日付と売上高計上日付との整合性を確認した。 決算日以降において、重要な返品取引が行われていないことを、会計記録、証憑類、入出金状況から確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社トレードワークス
取締役会 御中

監査法人シドー
横浜事務所

指定社員 公認会計士 政近 克幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菅井 朗
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トレードワークスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレードワークス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。